

京都市市税条例等の一部を改正する条例（平成23年11月11日京都市条例第15号）（行財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

(1) 寄附金税額控除の適用下限額の引下げ

平成24年度から、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げることにします。（第27条の6関係）

(2) 上場株式等の配当所得、譲渡所得等に係る税率の特例措置の延長

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得、譲渡所得等に対する税率を1.8パーセントに軽減する特例措置を2年延長することにします。（京都市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月26日京都市条例第13号）附則第2条関係）

(3) 少額株式投資に係る非課税措置の創設の延期

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等の措置を平成25年度から実施することとしていたが、平成27年度から実施することにします。（京都市市税条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第4号）附則第1条関係）

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 警戒区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

警戒区域設定指示（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った警戒区域の設定を行うことの指示をいう。以下同じ。）が行われた日において警戒区域設定指示の対象区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「対象区域内住宅用地」という。）の所有者等が、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市長が認める土地を取得した場合における当該取得された土地で新たに固定資産税及び都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期

日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該取得された土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の規定を適用することとします。（附則第24条関係）

#### (2) 警戒区域内家屋に係る代替家屋の特例

警戒区域設定指示が行われた日において警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の所有者等が、当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋を、当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税について、特例の適用を受ける部分に係る税額を最初の4年度分につき2分の1、その後の2年度分につき3分の1を減額する特例措置を講じることとします。（附則第24条関係）

### 3 軽自動車税

警戒区域設定指示区域内の自動車等（以下「対象区域内自動車等」という。）の警戒区域設定指示が行われた日における所有者等が同日から平成25年4月1日までの間に対象区域内自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽自動車等」という。）を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等（対象区域内自動車等のうち警戒区域設定指示区域内にある間に用途の廃止がなされたもの等をいう。以下同じ。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に係る納税義務を免除する特例措置を講じることとします。（附則第25条関係）

### 4 罰則

市税に係る不申告等に関する過料について、その上限額を30,000円から100,000円に引き上げるとともに、過料を科する対象を拡大することとします。（第20条、第28条の3、第37条の7、第48条、第60条、第75条、第90条の2、第132条、第138条の2、第189条、第197条及び第200条関係）

## 5 その他

(1) その他必要な規定の整備を行います。

(2) 施行期日

上記1(1)の改正は平成24年1月1日から、上記1(2)及び(3)並びに上記2及び3の改正は公布の日から、上記4の改正は公布の日から起算して2月を経過した日から施行することとしました。

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成23年11月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 15 号

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第27条の6第3項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同条第4項第2号中「又は租税特別措置法第41条の18の3」を削り、「所得税法第78条第2項」を「同条第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金

第28条第8項前段中「第17条第5号」を「第17条第1項第5号」に改める。

第28条の2の2第2項中「第317条の2第2項」を「第317条の3の2第2項」に改める。

第28条の3第1項中「もしくは」を「若しくは」に、「よって」を「より」に、「または同条第6項」を「又は同条第6項若しくは第7項」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第37条の7第1項中「よって」を「より」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第44条の2中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第48条第1項、第60条第1項及び第75条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第90条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第90条の2 市長は、たばこ税の申告納税者が正当な理由がなく第88条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該

納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

第132条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第138条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第138条の2 市長は、特別土地保有税の納税義務者が正当な理由がなく第137条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

第189条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第197条及び第198条を次のように改める。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第197条 市長は、事業所税の納税義務者が正当な理由がなく第195条第1項又は第3項の規定による申告書を同条第1項各号（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

第198条 削除

第200条の見出し中「事業所税」の右に「の賦課徴収」を加え、同条中「よって」を「より」に、「30,000円」を「100,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、当該納入通知書を発した日から10日を経過した日とする。

附則第5条の3の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第5条の4 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第27条の6第3項の規定の適用については、同項中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第4条の5第2項

に定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

附則第24条の見出し中「被災住宅用地等」の右に「の代替住宅用地等」を加え、同条第1項前段中「附則第56条第10項」の右に「又は第13項」を加え、「土地に」を「取得された土地に」に、「課する同項」を「課するこれらの項」に、「同項に規定する被災住宅用地に相当する土地として政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項後段中「附則第56条第10項」の右に「又は第13項」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 法附則第56条第10項に規定する被災住宅用地に相当する土地として令附則第33条第12項に規定する土地
- (2) 法附則第56条第13項に規定する対象区域内住宅用地に相当する土地として令附則第33条第21項に規定する土地

附則第24条第2項中「家屋」を「取得され、若しくは改築された家屋又は同条第14項に規定する取得された家屋」に、「同項」を「これらの項」に改める。

附則第25条を附則第26条とし、附則第24条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災に伴い用途を廃止した自動車等の代替軽自動車等に係る軽自動車税の特例)

第25条 法附則第57条第5項に規定する他の軽自動車、同条第7項に規定する他の二輪自動車等又は同条第9項に規定する他の小型特殊自動車に対しては、同条第5項、第7項又は第9項に規定する場合においては、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月26日京都市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項及び第5項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成22年6月10日京都市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第5項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中京都市市税条例第28条、第28条の2の2、第44条の2及び附則第24条の改正規定並びに同条例附則第25条を同条例附則第26条とし、同条例附則第24条の次に1条を加える改正規定並びに第2条、第3条並びに附則第4条及び第5条の規定 この条例の公布の日

(2) 第1条中京都市市税条例第27条の6の改正規定及び同条例附則第5条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条の規定 平成24年1月1日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例第27条の6第3項及び第4項並びに附則第5条の4の規定は、所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する同条例第27条の6第3項に規定する寄附金について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(関係条例の一部改正)

第5条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成23年6月10日京都市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「附則中」の右に「第26条を第27条とし、」を加える。

(行財政局税務部税制課)